平成２６年（フ）第１８２号
千葉県大網白里市みずほ台３丁目30番地21
債務者　阿部めぐみ
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
奈良県御所市大字小林273番地
債務者　岡崎　浩明
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
奈良県磯城郡川西町大字唐院296番地の３
町営住宅Ｅ－２
債務者　嶋田　圭美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道茅部郡森町上台町330―84　医療法人社団森生会　森の里病院、住民票上の住所北海道茅部郡森町字鷲ノ木町14番地
債務者　菊地　テル
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
函館市川原町３番20号　コーポふじ２－７号
債務者　丹野　功一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０号
北海道北斗市中野通３丁目23番12号　グリーンハウスⅡ202
債務者　福士真由美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
岐阜県揖斐郡池田町本郷1370番地の７
債務者　樋口　哲司
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３号
和歌山県田辺市磯間５番20―107号、前住所東京都板橋区富士見町25番５号　カーザデルソーレ101
債務者　福田　良則
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２３号
埼玉県深谷市東方町２丁目１番地９　メゾンラフィーネ302号
債務者　村岡　政子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０号
三重県鳥羽市幸丘９番11―672号
債務者　梅原よ志子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
三重県伊勢市宮後２丁目10番７号　フォーブル鈴木Ⅰ301号
債務者　井岡　奈美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
奈良県大和高田市神楽３丁目11番13号　あまがし苑高田、住民票上の住所奈良県大和高田市大字奥田148番地１　６棟16号
債務者　成年被後見人　松田佐代子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１号
千葉県銚子市小畑町9206番地の７
債務者　神林　　豪
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市祐安1001番地　ＱＰ社宅４号
債務者　小野　吉男
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市中畝４丁目７番28号　小野３号
債務者　藤原　勝雄（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６号
岡山県倉敷市北畝１丁目６番18号
債務者　岡本美佐子（旧姓**徳**永）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６１５号
埼玉県川越市中原町２丁目11番地17　川越市駅前ビル303号室
債務者　原田　　昇
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部